

四日市市空き家流通促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の流通を促進するため、予算の範囲内において四日市市空き家・空き地バンクに登録する空き家のリフォーム工事、家財処分及び建物状況調査（インスペクション）にかかる費用を助成することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建ての専用住宅又は併用住宅であり、1年以上居住されていないもの（建築後使用されたことのない専用住宅等は除く。）をいう。ただし、同一敷地内に複数の住宅が存在する場合はそれらを1つの空き家とみなす。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権を有している者をいう。ただし、法人を除く。
- (3) 空き家・空き地バンク 四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱（平成28年四日市市告示103号）第2条第5号に規定する空き家・空き地バンクをいう。
- (4) リフォーム工事 空き家の機能若しくは性能を維持し、又は向上させるために行う改修に係る工事をいう。ただし、住宅以外の用途に供する工事、外構工事、容易に取り外しができるものを設置する工事、建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事、市等の他の補助制度を利用する工事を除くものであり、これらを除いた工事費用が50万円以上であること。
- (5) 家財処分 空き家の既存荷物の搬出、処分をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項の規定による許可を受けた法人又は個人事業主に委託するものに限る。
- (6) 建物状況調査（インスペクション） 目視等を中心とした非破壊検査による建物の現況調査を行い、構造の安全性や日常生活上の支障があると考えられる劣化事象の有無を把握するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 空き家・空き地バンクに空き家を登録した所有者又は登録を予定している所有者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象の空き家)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

る。

- (1) 四日市市空き家・空き地バンク制度実施要綱第4条第1項の規定により空き家・空き地バンクに登録されているもの又は登録を予定しているものであること。
- (2) 補助金の交付後、空き家・空き地バンクに1年以上掲載するものであること。
ただし、成約した場合はその限りではない。
- (3) 四日市市空き家・空き地バンク登録奨励金交付要綱（令和3年四日市市告示第178号）による奨励金の交付を受けていないこと。
（補助対象の事業及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。

補助事業	補助金の額
リフォーム工事	リフォーム工事に要する費用の3分の1に相当する額（ただし、50万円を上限とする。）
家財処分	家財処分に要する費用（ただし、10万円を上限とする。）
建物状況調査 （インスペクション）	建物状況調査に要する費用（ただし、8万円を上限とする。）

- 2 補助金の交付は、同一空き家に対し、各補助事業につき1回限りとする。
（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、四日市市空き家流通促進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助事業の契約前に市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の所有者を確認できる書類
- (2) 補助事業に係る見積書及び明細書の写し
- (3) 空き家が1年以上居住されていないことを確認できる書類
- (4) 市税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (5) 四日市市空き家・空き地バンク登録完了通知書の写し（四日市市空き家・空き地バンクに登録済みの空き家に限る）
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、交付を決定し、四日市市空き家流通促進補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（補助金交付変更の申請等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容、その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ四日市市空き家流通促進補助金変更交付申請書（第3号様式）にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象費用の20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の補助金変更交付申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、第7条による決定を変更し、四日市市空き家流通促進補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により補助事業者へ通知する。

（認定及び決定の取消等）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は、期限を定め、補助事業者へその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 第3条及び第4条に規定する補助金の交付要件を喪失したとき。

(2) 四日市市補助金等交付規則、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(5) 補助事業に関する申請、報告等について不正な行為があったとき。

(6) その他補助金の使用が不適切であると市長が認めたとき。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了し、空き家・空き地バンクに空き家の登録を行ったとき（補助金の交付申請時点で未登録のものに限る。）は、補助事業の完了日または空き家・空き地バンクの登録日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、四日市市空き家流通促進補助金実績報告書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の契約書等の写し

(2) 補助事業に要した費用にかかる請求明細書及び支払額を証する領収書の写し

(3) 四日市市空き家・空き地バンク登録完了通知書の写し（交付申請時点で空き家・空き地バンクに未登録のものに限る）

(4) リフォーム工事を行う場合は、補助事業前、補助事業中、補助事業後の写真。

また、建築確認申請を要する工事を行う場合は、検査済証の写し

(5) 家財処分を行う場合は、補助事業前、補助事業後の写真

(6) 建物状況調査を行う場合は、調査報告書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、四日市市空き家流通促進補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に、四日市市空き家流通促進補助金支払請求書(第7号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(関係書類の整備)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整備して、当該補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長が実施する検査に協力しなければならない。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が、前各項の規定に従わない場合は、補助金を返還させることができる。

(補助金の評価)

第14条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止、その他適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(都市整備部都市計画課)